

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

2016年2月15日(月)発行

No.172

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

商工新聞読者と 会員を増やそう。

二月三日の中日新聞朝刊に、民商の『なんでも相談会』のチラシ折込をしました。また、役員で分担して六千枚を手配りました。その後、チラシを見た方から問い合わせや『相談会』の予約の電話が相次いでいます。

「申告はしたけど払えない」という自営業の方もたくさんいます。『納税の相談も民商へ』の一言が人助けの『大きな力』です。九月から毎月、読者・会員とも増えています。商売とくらしを守りつづけて六〇年の民商を一緒に大きくしましょう。



所得税・申告学習会を開催

二月三日(水)夜、民商事務所・会議室で「所得税・申告学習会」を開催し、会員、役員が参加しました。冒頭、井浪税対部長(副会長)があいさつ。その後、所得計算の仕方、各種控除の内容の説明、税額の計算について改めて学習しました。続いて、「練習問題」

「記帳、青色決算相談会のお知らせ」
「青色決算相談会」を開催します。今から都合をつけて、必ず参加しましょう。
日時：2月18日(木)、25日(木)午前10時～12時
場所：民商事務所
持ち物：昨年の決算書と申告書の控えなど
※詳しくは事務所へお問い合わせ下さい。

中小企業法務プラス！ワンポイント

いよいよ始まるマイナンバー制度 最終回

前回までの3回は、マイナンバー制度に関する法律やガイドラインに従った観点からのお話でした。今回は、視点を変えて制度そのものについての私見を述べたいと思います。

「マイバッグ」のような呼びやすさで「マイナンバー」という名称が普及していますが、あくまでこれは呼称にすぎません。実体は、昔から「共通番号制度」「国民総背番号」と言われ議論されてきたものであり、自分が主体となる番号ではなく、国民が国家につけられる番号です。法律の名称も「行政手続における特定の個人を識別するための番号」です。

そして、政府は、当初、税・社会保障・災害の3分野、そのうちの特定の事務でのみで利用すると言いながら、法の施行前に預金口座への付番などすでに利用範囲の拡大を決めています。そして、政府によれば、運転免許から、クレジットカード、受験票などでも個人番号カード1枚にまとめてしまおうと構想しています。

このような動向をみると、マイナンバーの普及と利用拡大につれて、国家が国民を1から10まで管理してしまう制度になりかねません。また、マイナンバーでひも付けされた情報が増えるごとに、情報漏えいのリスクも増大するおそれがあります。

街中では、個人番号カードを作成するために証明写真の撮影コーナーがにぎわっていた様子も見かけました。しかし、安易に制度を信じるのではなく、どこかで疑問のまなざしを向けることが必要となるのではないのでしょうか。まずは、皆さんの日常の会話の中でも、制度の不安点や疑問点を話し合ってみることはいかがでしょうか。

2016年2月 弁護士 新山直行 (名古屋北法律事務所)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!